

安全保障理事会決議 2225 (2015)

2015年6月18日、安全保障理事会第7466回会合にて採択

安全保障理事会は、

1999年8月25日の1261(1999)、2000年8月11日の1314(2000)、2001年11月20日の1379(2001)、2003年1月30日の1460(2003)、2004年4月22日の1539(2004)、2005年7月26日の1612(2005)、2009年8月4日の1882(2009)、2011年7月12日の1998(2011)、2012年9月19日の2068(2012)、2014年3月7日の2143(2014)の安保理諸決議、並びに、武力紛争により影響を受けた子どもの保護に対処するための包括的枠組に貢献する、全ての関連する安保理議長諸声明を再確認し、

国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任および、この点について、子どもに関する武力紛争の広範な影響に対処する安保理の公約をくり返し表明し、

安保理諸決議、その履行および子どもと武力紛争に関する安保理議長諸声明並びに子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の結論が、子どもに対して行われた違反および虐待を防ぐことと対応すること、とりわけたくさんの子どもの動員解除、生活復帰および社会復帰、における進展、武力紛争の当事者間の行動計画の調印そして事務総長の年次報告書の添付文書の紛争当事者のリストからの削除、を引き起こしてきたことを認め、

しかしながら、場合によっては現場での懸念についての進展の欠如、そしてそこでは紛争当事者が、武力紛争下の子どもの権利と保護に関する適用可能な国際法の関連規定を刑事責任の免除で侵害し続けていることについての深い懸念が残っており、

武力紛争の全ての当事者は、児童の権利に関する条約および武力紛争における児童の関与に関するその選択議定書並びに1949年8月12日のジュネーブ諸条約および1977年の追加議定書を含む、武力紛争における子どもの保護のための国際法の下で彼らに適用可能な義務を厳格に遵守しなければならないことを想起し、

武力紛争における子どもの保護は、紛争を解決しそして平和を構築するためのあらゆる包括的戦略の重要な側面であるべきことを確信しそして紛争予防の幅広い戦略、それは長期的に子どもの保護を高めるために包括的なやり方で武力紛争の根本原因に対処する、を採択する重要性もまた強調し、

武力紛争により影響を受けた全ての子どもに対し保護と救済を提供する政府の主要な役割を強調しそしてこれに関連して国の能力を強化する重要性を認識し、

監視および報告制度の枠組内で国際連合組織により遂行された全ての行動は、国の政府の保護と社会復帰の役割を支援するためまた、適切な場合には、補完するために計画されなければならないことをくり返し表明し、

地方の指導者と市民社会のネットワークが、武力紛争により影響された子どものために、負の烙印をなくすことを含む、共同体レベルでの保護や生活復帰を高めることにおいて果たすことができる重要な役割もまた認識し、

刑事責任の免除を終わらせそしてジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して実行されたその他の並はずれて悪い犯罪に対して責任を有する者を捜査しそして起訴する自国の義務を遵守する全ての加盟国の責任を想起しそして、子どもに対して犯された国際的に関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除に対する闘いが、国際刑事裁判所、特別および混合裁判所並びに国内裁判所の特別法廷によるこれらの犯罪に関する活動や起訴を通して強化されてきていることに留意し、

2015年6月8日の事務総長報告書(S/2015/409)を審議してそして本決議は、事務総長報告書に言及された状況がジュネーブ条約およびその追加議定書の文脈の範囲内の武力紛争であるか否かに関して何らかの法的決定を追求するものではないこと、のみならずこれらの状況に関与した非国家当事者の法的地位を害するものではないことを強調し、

武力紛争の状況における子どもの拉致、その多数は非国家武装集団により行われた、について深刻な懸念を表明し、拉致が、学校を含む様々な状況において起きたことを認識し、拉致は、戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のある、勧誘および使用、殺害および障害、並びにレイプや性的暴

力の他の形態に関与したものを含む、子どもに対して適用可能な国際法のその他の濫用や違反のしばしば前または後に起きることを更に認識し、そして全ての加盟国に対し、拉致の実行者の責任を問うことを求め、

非国家武装集団、とりわけ暴力的な過激主義者集団により犯された、移送の原因や教育に対するアクセスに影響する、特に女兒を対象とした、大量拉致、レイプおよび性的奴隷などの性的暴力のその他の形態を含む、人権侵害と国際人道法違反を深刻に懸念し、そしてそのような侵害や違反の責任追及の重要性を強調し、

児童の権利条約の第 35 条が、締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売春又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとることを求めていることに留意し、

武力紛争下の、とりわけ武力紛争の当事者による子どもの勧誘と使用、並びに国際法に違反した彼らの再勧誘、殺害および障害、レイプおよび他の性的暴力、拉致、学校や病院の攻撃の故に、子どもに関する小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用の有害な影響を深刻に懸念し、

子どもの最善の利益並びに具体的な必要性と子どもの脆弱性が、武力紛争の状況における子どもに関する行動の計画立案や実行の際に、考慮されるべきであることを強調し、

国際人道法および人権法の下で全ての武力紛争の当事者に適用可能な彼らの義務を想起し、子どもは不法にまたは恣意的に自らの自由を奪われるべきではないことを強調しそして紛争の全ての当事者に対し、不法なまたは恣意的な勾留並びにその勾留期間中に子どもに課した拷問またはその他の残虐で、非人間的または品位を落とす取り扱い若しくは刑罰を止めることを求め、

保健医療、心理社会的支援、および子どもの福祉並びに平和と安全を維持することに貢献する教育プログラムを含んで、女兒並びに障がいをもった子どもの具体的な必要性が対処されることを確保すると同時に、武力紛争により影響を受けた子どもに対する時宜を得たまた適切な社会復帰や生活復帰の支援を提供する重要性を認識し、

全ての紛争当事者に対し、国際人道法に従った学校そのものとしての非軍事的性格を尊重することを求め、

1. 武力紛争の当事者による子どもの勧誘と使用並びに彼らの再勧誘、殺害および障害、レイプおよびその他の形態の性的暴力、拉致、学校や病院に対する攻撃に関与した適用可能な国際法のあらゆる違反並びに武力紛争の当事者による人道的アクセスの拒否および武力紛争の状況において子どもに対して犯された、国際人道法、人権法および難民法を含む、国際法のあらゆるその他の違反を強く非難しそして全ての関連する当事者が、そのような実践に対して直ちに終わりをもたらすことと子どもを保護するための特別な措置を講じることを要求する。

2. 監視および報告制度が、安保理決議 1612 (2005) の第 2 項に定められた原則に従って、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付文書 I および添付文書 II (以下「添付文書」とする) で一覧表に掲載された状況において履行され続けること、そして設立と履行は、安保理の議事日程議題に状況を含めるか否かに関する安全保障理事会による決定を害するかまたは暗示するものではないことを再確認する。

3. 安保理決議 1379 (2001) の第 16 項を想起しそして事務総長に対し、子どもと武力紛争に関する彼の報告書に、子どもに対する全ての他の違反や虐待を念頭に置きつつ、適用可能な国際法に違反して、武力紛争の状況において子どもの拉致のパターンに関与した武力紛争の当事者を含めることもまた要請し、本項は、安保理決議 1379 (2001) の第 16 項に定められた条件に従った状況に適用することに留意する。

4. 武力紛争の状況における子どもの拉致を含む、適用可能な国際法に違反して子どもに対して違反や虐待を犯した子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付文書の一覧表に掲載された当事者に対し、国際連合と共同してそれらの違反や虐待を停止させるための具体的な期限を定めた行動計画を、遅滞なく準備しまた採択することを求める。

5. 紛争の全ての当事者による拉致された子どもの直ぐの、安全なそして無条件の解放を促しそして加盟国、国際連合組織、および地域的なまた準地域的な機構に対し、関連する民間の子ども保護関係者への子どもの引渡に関する運用手続基準を制定すること並びに彼らの家族への再統合、生活復帰およ

び社会統合を確実にすることを求めることを含んで、拉致された子どもの安全な解放を得るための関連する取組を遂行することを奨励する。

6. 加盟国に対し、子どもの自由の剥奪が、最後の手段としてまた適切な最も短期間のみ使われるべきことを考慮しつつ、以前に軍や武装集団と関係を有していた子どもの生活復帰と社会復帰に焦点を絞った起訴や勾留に対する代替としての非司法的措置を考慮すること並びに子どもに対する公判前勾留の使用を可能な場合には避けることを奨励する。

7. 適用可能な国際法に違反した学校の軍事的使用は、学校を攻撃の合法的な対象とするかもしれないが、それ故、子どもの安全を危険に晒すことに深い懸念を表明しそしてこれに関連して加盟国に対し、軍および武装集団による学校のそのような使用をやめさせるための具体的措置を講じることを奨励する。

8. 武力紛争下の子どもに対して犯された違反や虐待の定期的なまた時宜を得た審議の重要性を強調し、これに関連して子どもと武力紛争に関する安保理の作業部会の持続的な活動を歓迎しそして作業部会に対し、武力紛争により影響を受けた子どもの保護を促進するため、遵守を高めることに関する現行の議論に照らして、関係加盟国との関与を増やすことを含んで、その職務権限の範囲内で手段を十分に使用することを招請する。

9. 加盟国、国際連合組織、地域的や準地域的な機構およびその他の関係当事者に対し、以前に軍や武装集団と関係を有していた子どもの解放と社会復帰に関するものを含む、子ども保護規定が、全ての和平交渉、停戦および和平協定、並びに停戦監視規定に統合されることを促し続ける。

10. 2016年までに紛争における政府軍による子どもの勧誘と使用を終わらせことと防止することに向けた「こどもは兵士じゃない」キャンペーンの下でなされた進展を歓迎し、関係政府に対し、子どもが紛争時の軍の兵士の中にいないことを確実にするため全ての努力を行い続けることをさらに促し、そして加盟国、全ての関連する国際連合組織、NGOそして援助団体の共同体に対し、自らの様々な能力においてこのキャンペーンを支援することを求める。

11. 子どもと武力紛争担当事務総長特別代表に対し、「こどもは兵士じゃない」キャンペーンにつ

いて並びに関係する当事者の一覧表からの削除における過程と進展についてを含んで、非国家武装集団による行動計画の調印や履行または約束において為された進展について、安全保障理事会に最新情報を与えることを招請する。

12. 加盟国、国際連合組織を含む全ての関係する当事者並びに金融機関に対し、適切な場合には、国の主体的取組を念頭に置きつつ、国の機関および武力紛争により影響を受けた子どもの唱道、保護と社会復帰のための地方の市民社会ネットワーク、並びに時宜を得た、持続的なまた適切な資源と資金調達を伴った国の責任追及制度の能力の開発および強化を、支援することを促す。

13. 加盟国に対し、治安部門改革を遂行している場合、軍事訓練に子ども保護を包摂することおよび関連する民間の子ども保護関係者への子どもの引渡に関するものを含む、運用手続基準のような、子ども保護、国の治安部隊の中に子供保護部隊の設立、そして未成年者の勧誘防止に関する、例外で残すべき遅延出生届を含む、普遍的な出生届を確保する重要性を強調しつつ、未成年の勧誘を防止するための効果的な年齢評価手続の強化を主流化することを促す。

14. 刑事責任の免除に終止符を打つことまたジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して実行されたその他の並はずれて悪い犯罪に責任を有する者を捜査しそして訴追する全ての国家の責任を強調し、そしてこれに関連して、ローマ規程に定められたように、国の刑事管轄権に対する補完の原則に従った、国際刑事裁判所の貢献を強調する。

15. 子どもの保護における国際連合平和維持活動と政治ミッションの役割、特に子ども保護を主流化することまた派遣団における監視、予防および報告の取組を主導することにおける子供保護助言者の非常に重要な役割、を認識し、そしてこれに関連して全ての関連する国際連合平和維持活動と政治ミッションの職務権限に子ども保護のための具体的な規定の包摂を続ける安保理の決定をくり返し表明し、そのような派遣団に対する子供保護助言者の展開を奨励し、そして事務総長に対し、そのような助言者の必要性および数並びに役割が各国際連合平和維持活動と政治ミッションの準備や更新の期間中に組織的に評価されることを確保することを求める。

16. 国際連合平和維持活動による性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策の継続的实施と国際連合行動規範のその要員の完全遵守を確保することを求め、これに関連したあらゆる

必要な行動を講じ続けまた安全保障理事会に通知し続けるという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明し、そして部隊要員提供諸国に対し、性的搾取および虐待に関するものを含む、義務的な展開前の子ども保護訓練のような適切な予防行動を講じ続けることそして自らの要員が関与しているそのような行為の事例において完全な責任を確保することを促す。

17. 平和維持活動を含む、全ての国際連合組織、政治ミッション、平和構築事務所、国際連合事務所、機関、基金および計画に対し、国連以外の治安部隊に対する国際連合の支援に関する人権デュー・ディリジェンス政策の適用において、子どもに対する違反に十分な注意を払うことを更に促す。

18. 子どもと武力紛争に関する安保理決議および議長声明の実施について安保理に包括的な年次報告書を提出し続けそして国別の状況に関する全ての事務総長報告書に子どもと武力紛争の問題が、報告書の具体的な側面として含まれることを確保するという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明する。

19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。